運営規程における各職種の員数の記載方法

制度改正の内容

　各サービスにおいて、

「従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、(略）置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（(略)重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）。」

　と定められました。

運営規程における各職種の員数の記載方法

＜令和３年度以降＞

・人員基準を満たす範囲で「○人以上」と記載して差し支えない。

　※もっとも、従前のとおり「○人」と記載することを妨げない。

・常勤、非常勤、専従、兼務の別は、記載を要しない。

・人員基準が人数で定められている場合は員数を、常勤換算数で定められている場合は常勤換算数を記載する。

人員の記載例

サービス提供責任者　1人以上、訪問介護員　2．5人以上（常勤換算）